

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月31日（令和6年（行情）諮問第1190号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1039号）

事件名：「訓練資料（立入検査）」の改正理由説明書に相当する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月7日付け防官文第7459号及び同年6月29日付け同第10704号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）【別紙2（略）】は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要であ

る」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

ア 不開示決定の取消し(他にも文書が存在するものと思われる)。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件

における国の主張)【別紙1(略)】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室)【別紙2(略)】は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イないしオ 上記(1)イないしオと同旨。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年5月7日付け防官文第7459号により、本件対象文書のそれぞれ1枚目のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、同年6月29日付け同第10704号により、本件対象文書のそれぞれ1枚目を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月及び約6年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」及び「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 令和7年3月10日 本件対象文書の見分及び審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示と

する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、開示請求書に「「訓練資料（立入検査）」

（2017. 9. 11一本本B792）の改正理由説明書に相当するもの」及び「【裏面に出典をプリントアウト】」と記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書の改正理由が記載された文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛艦の乗員が立入検査等を実施する際の装備品や編成、隊員の安全確保における重点事項、検査の要領や着眼点等の情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2及び別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

「訓練資料（立入検査）」（2017. 9. 11－本本B792）の改正理由説明書に相当するもの全て。

### 2 本件対象文書

文書1 訓練参考資料（立入検査）改正1次案

文書2 訓練参考資料（立入検査）改正2次案

別表

文書1 訓練参考資料（立入検査）改正1次案

頁	不開示とした部分	不開示とした理由
3	「改正前」 3 4 0 2 の 1 から 3 の全部及び 3 4 0 3 の 1 レベル 1 から 6 レベル 6 まで全部	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため、不開示とした。
	「改正案」 3 4 0 2 の 1 から 3 の全部	
4	「改正前」 4 3 0 3 の 1 の一部及び 4 5 0 2 の 1、2 の一部	
	「改正案」 3 4 0 3 の 1 レベル 1 から 6 レベル 6 まで全部	
6	「改正案」 5 1 0 4 の 2 及び 3 の全部	
8	「改正前」 5 の表の「立入検査等の概要に 関する事項」の項の一部	
	「改正案」 4 の表の「立入検査等の概要に 関する事項」の項の一部	
9	「改正前」 5 の表の「特殊警棒の使用に関 する事項」の項のそれぞれ一部 「手錠の使用に関する事項」及び「乗組員 等への対応に関する事項」の項のそれぞれ 全部	
	「改正案」の 4 の表の「特殊警棒の用に関 する事項」及び「特殊警棒の使用に関する 事項」の項のそれぞれ一部 「手錠の使用に関する事項」及び「乗組員 等への対応に関する事項」の項のそれぞれ 全部	
2 7	「改正前」の 2 2 0 1 の 2 ( 3 ) ア ( ア ) の一部	
	「改正案」の 2 2 0 1 の ( 2 ) エ ( イ ) の 写真及び ( 3 ) ア ( ア ) のそれぞれ一部	
3 1	「改正前」の 2 2 0 1 の ( 4 ) オの一部	
	「改正案」の 2 2 0 1 の ( 5 ) オの一部	
3 4、3 5	「改正前」の 3 1 0 2 の 2 ( 2 ) の一部	
	「改正案」の 3 1 0 2 の 2 ( 2 ) の一部	
3 6、3	「改正前」の 3 1 0 2 の 2 ( 4 ) 及び	

7	(5) のそれぞれ一部
	「改正案」の3102(4)及び(5)のそれぞれ一部
	「改正理由」の一部
39、40	「改正前」3201の1(4)の一部及び、「立入検査隊の編成」の一部 3202の1及び2のそれぞれ一部
	「改正案」3201の2(4)の一部 3202の1及び2のそれぞれ一部
41、42	「改正前」3202の3から5のそれぞれ一部
	「改正案」3202の3から5のそれぞれ一部
	「改正理由」の一部
43	「改正前」3202の6及び7の件名を除く全部
	「改正案」3202の6及び7の件名を除く全部
44	「改正前」3203の1(1)、(2)及び(3)のそれぞれ一部
	「改正案」3203の2(1)、(2)及び(3)のそれぞれ一部
	「改正理由」の一部
45、46	「改正前」3203の2の一部
	「改正案」3203の4の一部
	「改正理由」の一部
49	「改正案」3301の2の一部
50	「改正前」3301の一部
51	「改正案」3302の3(3)ア、イのそれぞれ一部
52、53	「改正前」3302の一部 3303「保安捜索」、1(1)及び2(2)のそれぞれ一部
	「改正案」3303の2、4の件名を除くそれぞれ全部及び3の全部
54、55	「改正前」3305の3(1)、(2)のそれぞれ一部

	「改正案」 3 3 0 3 の 3 ( 3 ) の一部 3 4 0 1 の 2 「臨検」 の項の一部	
	「改正理由」 の一部	
5 7	「改正前」 3 4 0 2 の一部	
	「改正案」 3 4 0 2 の一部	
5 8	「改正前」 3 4 0 3 の一部	
	「改正案」 3 4 0 3 の一部	
	「改正理由」 の一部	
5 9 から 6 1	「改正前」 3 4 0 4 の表全部 3 4 0 6 から 3 4 0 8 のそれぞれ一部	
	「改正案」 3 4 0 4 の表全部、 3 4 0 4 の 2 から 4 のそれぞれ一部	
	「改正理由」 の一部	
6 2	「改正前」 4 1 0 1 の 1 及び 2 の件名を除 くそれぞれ全部、 3 の一部	
	「改正案」 4 1 0 1 の 1 及び 2 の件名を除 くそれぞれ全部、 3 の一部	
	「改正理由」 の一部	
6 3	「改正前」 4 1 0 2 の 2 及び 3 のそれぞれ 一部	
	「改正案」 4 1 0 2 の 2 及び 3 のそれぞれ 一部	
	「改正理由」 の一部	
6 4	「改正前」 4 1 0 3 の 1 の一部	
	「改正案」 4 1 0 3 の 1 の一部	
	「改正理由」 の一部	
6 5、 6 6	「改正前」 4 1 0 3 の 1 ( 2 ) から ( 5 )、 2 及び 3 のそれぞれ一部	
	「改正案」 4 1 0 3 の 1 ( 2 ) から ( 5 )、 2 及び 3 のそれぞれ一部	
	「改正理由」 の一部	
6 7	「改正前」 4 1 0 4 の 1 の件名を除く全部	
	「改正案」 4 1 0 4 の 1 の件名を除く全部	
6 8	「改正前」 4 1 0 4 の 2 の一部及び 3 の件 名を除く全部	
	「改正案」 4 1 0 4 の 2 の一部、 3 の件名 を除く全部	

	4 2 0 1 の 1 の一部	
6 9 から 7 6	「改正前」 4 2 0 2 の件名及び 4 を除く全部	
	4 2 0 3 の件名を除く全部	
	「改正案」 4 2 0 2 の一部 4 2 0 3 の件名を除く全部	
7 7、7 8	「改正の理由」の一部	
	「改正前」 4 2 0 3 の全部 4 3 0 2 の件名を除く全部	
	「改正案」 4 2 0 3 の全部 4 3 0 2 の件名を除く全部	
7 9 から 8 3	「改正理由」の一部	
	「改正前」 4 3 0 2 の全部 4 3 0 3 の一部	
	「改正案」 4 3 0 2 の全部 4 3 0 3 の一部	
8 4 から 8 8	「改正理由」の一部	
	「改正前」 4 4 0 1 の 1 及び 3 の件名を除く全部	
	「改正案」 4 4 0 1 の 1 及び 3 の件名を除く全部	
8 9 から 9 0	「改正理由」の一部	
	「改正前」 4 4 0 1 の全部 4 4 0 2 の件名を除く全部 4 4 0 3 の 1 の一部	
	「改正案」 4 4 0 1 の全部 4 4 0 2 の件名を除く全部 4 4 0 3 の 1 の一部	
9 1 から 9 3	「改正理由」の一部	
	「改正前」 4 4 0 3 の 4 の件名を除く全部	
	「改正案」 4 4 0 3 の 4 の件名を除く全部	
9 4 から 9 5	「改正理由」の一部	
	「改正前」 4 5 0 1 の 2 の件名及び「写真」を除く全部 4 5 0 2 の件名を除く全部	
	「改正案」 4 5 0 1 の 3 の件名を除く全部 4 5 0 2 の件名を除く全部	

	「改正理由」の一部
96	「改正前」4502の全部
	「改正案」4502の全部
	「改正理由」の一部
97から 99	「改正案」4601の1の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
100か ら101	「改正前」5101の2、3、4及び6の それぞれ一部
	「改正案」5101の2及び3の件名を除 く一部
	「改正理由」の一部
102か ら107	「改正前」5101の7の一部 5102の1の件名、表の一部及び3、5 のそれぞれ一部
	5103の件名を除く全部
	「改正案」4601の1の件名を除く全 部、1及び3の一部
	5104の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
108	「改正前」5103の全部
	「改正案」5104の全部
	「改正理由」の一部
109か ら112	「改正前」5103の一部 5104の1、2及び3の件名を除く全部
	「改正案」5103の1、2及び3の件名 を除く全部
	5104の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
113	「改正案」5104の件名を除く全部
114か ら115	「改正前」5201の2の件名を除く全部
	「改正案」5201の2の件名を除く全部
116か ら117	「改正前」5202の2の件名を除く全部
	「改正案」5203の1(2)の件名を除 く全部
118、 119	「改正前」5202の3の一部
	「改正案」5204の1の一部
120か	「改正前」5203、3、5の件名を除く

ら 1 2 4	全部	
	6 1 0 1 の一部	
	「改正案」 5 2 0 2 の 1、2 の件名を除く全部	
	6 1 0 1 の一部	
	「改正理由」の一部	

文書 2 訓練参考資料（立入検査）改正 2 次案

頁	不開示とした部分	不開示とした理由
3、4	「改正 1 次案」 3 4 0 2 の 1 から 3 の全部及び 3 4 0 3 の 1 レベル 1 から 6 レベル 6 まで全部	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため、不開示とした。
	「改正 2 次案」 3 4 0 2 の 1 から 3 及び 3 4 0 3 の 1 レベル 1 から 6 レベル 6 の全部	
5	「改正 2 次案」 4 3 0 3 の 1 の一部	
6	「改正 1 次案」 5 1 0 4 の 2 及び 3 の全部	
	「改正 2 次案」 4 5 0 2 の 1 及び 2 の全部 5 1 0 4 の 2 及び 3 の全部	
1 0	「改正 1 次案」 4 の表の「立入検査等の概要に関する事項」の項の一部	
	「改正 2 次案」 4 の表の「立入検査等の概要に関する事項」及び「特殊警棒の使用に関する事項」の項の一部	
1 1	「改正 1 次案」 4 の表の「特殊警棒の用に関する事項」及び「特殊警棒の使用に関する事項」の項のそれぞれ一部 「手錠の使用に関する事項」及び「乗組員等への対応に関する事項」の項のそれぞれ全部	
	「改正 2 次案」 「手錠の使用に関する事項」及び「乗組員等への対応に関する事項」の項のそれぞれ全部	
3 1	「改正 1 次案」 2 2 0 1 の (2) エ (イ) の写真及び (3) ア (ア) のそれぞれ一部	
	「改正 2 次案」 2 2 0 1 の (2) エ (イ) の写真及び (3) ア (ア) のそれぞれ一部	

35	「改正1次案」の2201の(5)オの一部
	「改正2次案」の2201の(5)オの一部
39から 41	「改正1次案」の3102の2(2)、 (4)及び(5)のそれぞれ一部
	「改正2次案」の3103の1(3)及び 2のそれぞれ一部
42	「改正2次案」の3103の4、4(1) 及び(2)のそれぞれ一部
	「改正理由」の一部
43から 45	「改正1次案」3201の2(1)及び (4)のそれぞれ一部 3202の1及び2のそれぞれ一部
	「改正2次案」3103の5の(2)及び (7)の件名を除く全部、(4)、(5) 及び(7)の一部、6の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
46から 49	「改正1次案」3202の3から7の一部 3203の2(1)から(3)のそれぞれ 一部
	「改正2次案」3103の7(1)、 (3)のそれぞれ一部、10(2)の件名 を除く全部
	「改正理由」の一部
50、5 1	「改正1次案」3203の4(3)の一部
52	「改正2次案」3201の2の一部
54、5 5	「改正1次案」3301の2の一部
	「改正2次案」3202の3(3)ア及び イの(ア)、(イ)の件名を除くそれぞれ 全部 3203の2及び4の件名を除く全部並び に3の全部
56、5 7	「改正1次案」3302の3(3)ア及び イの(ア)、(イ)の件名を除くそれぞれ 全部、3303の2及び4の件名を除く全

	部並びに3の全部	
58	「改正1次案」表の「臨検」の一部	
	「改正2次案」表の「臨検」の一部	
60から 63	「改正1次案」3402及び3403のそれぞれ一部 3404の表全部、3404の2から4の一部	
	「改正2次案」3402及び3403のそれぞれ一部 3404の表全部、3404の2から4の一部	
	「改正理由」の一部	
64	「改正1次案」4101の1及び2の件名を除くそれぞれ全部、3の一部	
	「改正2次案」4101の1及び2の件名を除くそれぞれ全部、3の一部	
65から 70	「改正1次案」4102の2、3のそれぞれ一部 4103の1の一部及び1の(2)から(4)の件名を除くそれぞれ全部、2の一部、3の件名を除く全部 4104の1及び3の件名を除く全部並びに2の一部	
	「改正2次案」4102の2、3のそれぞれ一部 4103の1の一部及び1の(2)から(4)の件名を除くそれぞれ全部、2の一部、3の件名を除く全部 4104の1及び3の件名を除く全部並びに2の一部	
71	「改正1次案」4201の図の一部	
	「改正2次案」4201の図の一部	
72から 79	「改正1次案」4202の一部 4203の件名を除く全部	
	「改正2次案」4202の一部 4203の件名を除く全部	
	「改正理由」の一部	

80、81	「改正1次案」4302の件名を除く全部
	「改正2次案」4302の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
82から85	「改正1次案」4303の一部
	「改正2次案」4303の一部
	「改正理由」の一部
86から90	「改正1次案」4401の1及び3の件名を除く全部 4402の件名を除く全部
	「改正2次案」4401の1及び3の件名を除く全部 4402の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
	「改正1次案」4403の1の一部及び4の件名を除く全部
91から93	「改正2次案」4403の1の一部及び4の件名を除く全部
	「改正の理由」の一部
	「改正1次案」4501の3の件名を除く全部 4502の件名を除く全部
94から96	「改正2次案」4501の3の件名を除く全部 4502の件名を除く全部
	「改正理由」の一部
	「改正1次案」4601の1の件名を除く全部
	「改正2次案」4601の1の件名を除く全部
97から99	「改正理由」の一部
	「改正1次案」5101の2及び3の件名を除く全部
	「改正2次案」5101の2及び3の件名を除く全部
101	「改正理由」の一部
102から107	「改正1次案」5102の一部 5103の1から3の件名を除く全部
	「改正2次案」5102の一部

	5 1 0 3 の 1 から 3 の 件名を除く全部	
	「改正理由」の一部	
1 0 8、 1 0 9	「改正 1 次案」 5 1 0 4 の 件名を除く全部	
	「改正 2 次案」 5 1 0 4 の 件名を除く全部	
1 1 1、 1 1 2	「改正 1 次案」 5 2 0 1 の 2 の 件名を除く全部	
	「改正 2 次案」 5 2 0 1 の 2 の 件名を除く全部	
	「改正理由」の一部	
1 1 3、 1 1 4	「改正 1 次案」 5 2 0 2 の 1 及び 2 の 件名を除く全部	
	「改正 2 次案」 5 2 0 2 の 1 及び 2 の 件名を除く全部	
	「改正理由」の一部	
1 1 5、 1 1 6	「改正 1 次案」 5 2 0 3 の 1 ( 2 ) の 件名を除く全部	
	「改正 2 次案」 5 2 0 3 の 1 ( 2 ) の 件名を除く全部	
1 1 7、 1 1 8	「改正 1 次案」 5 2 0 4 の 1 の 一部	
	「改正 2 次案」 5 2 0 4 の 1 の 一部	
1 2 0	「改正 1 次案」 6 1 0 1 の 一部	
	「改正 2 次案」 6 1 0 1 の 一部	
1 2 2	「改正 2 次案」 7 1 0 1 の 1 ( 5 ) の 一部	
1 2 6	「改正 2 次案」 7 1 0 3 の 4 の 表の 3 ( 1 ) 「参照頁」の 5 7 から 5 8 のそれぞれ全部及び 3 ( 2 ) 「参照頁」の 5 9 の一部、 5 「参照頁」の 6 3 から 6 7 のそれぞれ全部及び 5 ( 3 ) 「参照頁」の 6 9 並びに 6 の「参照頁」 7 1、 7 2 のそれぞれ全部	
1 2 7	「改正 2 次案」 7 1 0 3 の 4 の 表の 7 「参照頁」 7 3 の 一部及び 8 ( 1 ) から 8、 9 ( 1 ) から ( 3 ) 並びに 1 0 ( 1 )、 ( 2 ) 「参照頁」 7 7 から 8 6 の 項のそれぞれ全部	
1 2 8	「改正 2 次案」 7 1 0 3 の 4 の 表の 1 0 ( 3 ) から ( 5 ) 「参照頁」 8 6、 8 7 の	

	項のそれぞれ一部及び、11の「参照頁」の88、89のそれぞれ全部並びに12から14の「参照頁」92から104の項のそれぞれ一部	
--	---	--